平成28年

第10回 農地部会(定例会)議案

平成28年8月8日

前橋市農業委員会

平成28年 第10回 農地部会 議事 録

・開会日時 平成28年8月8日 午後3時00分・閉会日時 平成28年8月8日 午後4時56分

·開催場所 市庁舎7階 農業委員室

· 出席委員(17名)

 1番 澁澤 聖一
 2番 小泉 俊夫
 3番 坂庭 常男
 4番 木村 隆一

 5番 信澤 綱四郎
 7番 星野 好孝
 8番 江原 弘
 9番 窪田 桂

 10番 星野 和幸
 11番 深町 冨士雄
 12番 浅井 雅彦
 14番 石倉 忠夫

 15番 小林 秀明
 16番 岩﨑 政男
 17番 青木 朱美
 18番 齊藤 尚展

 19番 金井 清美

- - m -m// 1112

欠席委員(2名)

6番 三森 和也 13番 関根 由彦

• 事務局出席者

事務局長 吉井 一夫 係長 齋藤 孝朗 副主幹 高山 幸治 主任 有本 紀子 主任 冨澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・その他の出席者

 農業委員会長
 堀越
 恒弘

 会長職務代理者
 関口
 喜弘

 農林課主任
 蛭田
 美恵子

• 付議事件

(1)議案第45号 農地法の規定による許可申請の取下げについて(3条)
 (2)議案第46号 農地法の規定による許可申請の取消しについて(5条)
 (3)議案第47号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について(5条)
 (4)議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
 (5)議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
 (6)議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

(7)議案第51号 下限面積(別段の面積)の設定について

(8) 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の 変更決定について

• 報告事項

(1)第34号 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
 (2)第35号 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
 (3)第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

(4) 第37号 現況証明交付状況について

(5) 第38号 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

吉井局長

定刻になりましたので、これより平成28年第10回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、6番 三森 和也委員、13番 関根 由彦委員の2名であります。 従いまして在任委員19名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第28条第4項で準用する第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長よりごあいさつをお願いいたします。

深町部会長

◇ (あいさつ)

吉井局長

続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長

◇ (あいさつ)

吉井局長

会議規則第5条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議長

それでは、平成28年第10回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を 指名いたします。1番 澁澤 聖一委員、4番 木村 隆一委員にお願いいたします。

議事に入る前に、部会運営について確認をいたします。部会での発言は、起立または挙手により、部会議席番号を告げ、議長の許可を求めて発言を、お願いします。本会議は公開となっておりますので、発言につきましては、個人情報(個人名や個人が特定できる内容)に触れることのないようお願いします。審議内容が複雑多岐に渡る時は暫時休憩し、協議を行いたいと思います。また、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話による会議の中断とならいようお願いします。以上のとおり、ご協力をお願いいたします。

議長

それでは議事に入ります。議案第45号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任

◇ (議案書、地目、面積、契約内容、取下理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第45号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条申請について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第46号・農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任 議 長

◇ (議案書、地目、面積、許可日、契約内容、取消理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

18番委員 (1班班長)

現地案内図5条取消し1をご覧下さい。申請地は前橋市立原小学校から北へ約600mに位置し、周囲は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。売買による賃貸住宅用地として、平成27年10月16日に許可の土地について申請人の結婚、転職のため取消し申請をするものです。現況は竹が生い茂り荒廃農地になっていました。調査班としては現地調査の結果、転用は実施されておらず、承認と判断致しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご

意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認と することに替成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第46号・農地法の規定による許可の取消し5条許 可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第47号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、 整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 議長

◇(議案書・順次、変更内容、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし ます。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を 承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第47号・農地法の規定による許可後の計画変更申 請5条許可について、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第48号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番 については、議案第45号により取下げが承認されていますので、整理番号2番から 15番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任

◇ (議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明) なお、整理番号2番から15番は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要 件の全てを満たしております。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし

整理番号5番、契約内容が区分地上権ですが賃貸は発生しないで地上権だけですか。

会 長 富澤主任

使用貸借です。 上の耕作はそのままですか。

地上はそのまま耕作はします。埋設の権利設定となり3条申請になります。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番 から15番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第48号・農地法第3条の規定による許可申請につ いては、整理番号2番から15番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第49号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番 から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇ (議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

整理番号9番は、添付書類が一部未提出です。なお、整理番号1番から8番は農地法 第4条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

有本主任

なお、整理番号7番から9番については、現地・面接調査を、実施しておりますの で、調査班長の報告をお願いします。

18番委員 (1班班長)

現地案内図4条の7をご覧下さい。申請地は産業人スポーツセンターから西へ約450 mに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地区域内にあります。平成25年8月9日に 許可になった営農型太陽光発電の3年経過後における更新申請で、引き続き農作物を

会 長 齋藤係長

議長

議長

作りながら太陽光発電を続けるものです。周囲は、北側は道路、東側は畑、西側に申請人の営農型太陽光発電施設があり、申請地は里芋、枝豆、ねぎが作付けされておりました。用排水及び道路については特に問題はありませんでした。面接には申請人本人が来られました。発電については予定通りの売上になっているとのことでした。農作業性については大型の機械は利用できないが、小型のものであれば問題はないとのことでした。今回の更新で最重要課題となる過去3年間の農作業の単収が、同じ年の地域の平均単収と比較しておおむね2割以上減収しないことの法的拘束があり、この確認が非常に難しいところでした。1年目は、玉ねぎを作付し、大きな原因である根腐れ病のため平均単収の約30%減、2年目は馬鈴薯を作付けし平均単収12%減、3年目の今年は現在生育中で収穫されていません。調査班としては、今後の同事案の参考にもなりうる案件のため慎重に審議した結果、事務局に過去3年間の詳しい資料を用意して貰い、営農状況も適切であり、許可相当と判断致しました。

現地案内図4条の8をご覧下さい。申請地は産業人スポーツセンターから西へ約500 mに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地区域内にあります。 支柱を立てて営農を継 続する太陽光発電施設を設置申請するもので、支柱間隔3m、高さ2mとし農業用機 械にて作業できるようにするものです。北側と東側にはすでに許可済の申請人所有の 営農型太陽光施設が稼働しており、西側には道路と水路、申請地と南側は飼料用稲が 作付けされておりました。面接には申請人本人が来られました。施設の概要は260 Wのパネル576枚を設置し、132KWの発電量で、売電単価40円で契約済、年 間売上255万円、東電との接続制限はなく接続負担金は約30万円。設置費用の回 収に6年位を見込んでいます。営農を継続しながら太陽光発電をし、農地の有効活用 を図ります。支柱間隔は、 $3 \times 3.6 \,\mathrm{m}$ 、パネルの高さ $3 \sim 3.5 \,\mathrm{m}$ 、周りは農機具の 旋回のため支柱間隔3×5mにする計画です。主な農作業機械は、トラクター(14.5PS) 1台、他の機械は必要に応じて知人より借入れ予定で、農業機械の作業性は既設の営 農型太陽光施設では問題なく、すでに実証済みとのことです。隣接地及び道路境界に ついては、東側と北側は申請人所有の営農型太陽光施設が稼働しており、西は道路、 南は田で問題なく、営農のため周囲にはフェンスは設けません。雨水は浸透させ、反 射光については既設の物でも特に問題にはなっておらず、日照につきましても北と東 が自己所有地、西が道路で問題ないと思われます。強風時のパネルの強度は、パネル 一枚の大きさを小さくしており、柱も単管を1.5~2m打ち込む予定です。麦を作付 け予定で、収量は地域の標準的な収量と変わらない根拠として、麦は特に日照を必要 とせず、30%の日照減でも収量は変わらないとのことです。しかし3年間麦だけを 作り続けて同収量が確保できるか疑問なところもあります。年間の農作業は、従事者 1名、労働日数は150~200日。調査班としては、既設の営農型太陽光発電が既 に稼働しており、作付け作物等には、やや問題があるかと思われますが、許可相当と 判断致しました。

現地案内図4条の9をご覧下さい。前橋市立笂井小学校から北西へ約600mに位置し、周囲は、宅地と農地に囲まれた集団農地の辺縁部に位置する、農用地区域内第1種農地です。農地として営農を継続しながら、太陽光発電を行い、自然エネルギーによる電力供給に貢献し、農地の有効活用を図ります。申請地は、隣地に宅地もあり、かなり宅地化が進んでいますが、1種農地として切り離せない場所で、道路は隣接していますが、用排水施設は無く過去2~3年は作付けされた様子も見られませんでした。面接には、本人と代理人が来られました。施設の概要は、パネル240枚を設置し、発電量は61KW、売電単価36円で東電と売電契約済み、年間売上186万円。接続制限はなく、接続負担金は約50万円、設置費用回収は10年を見込んでいます。

支柱の間隔は3.4m、パネルの高さ2.5m、主な農作業機械は、耕運機1台、軽トラック1台、農作業には充分な支柱間隔があるので問題はないとのことです。営農型なので周囲にはフェンスの設置はせず、雨水は浸透させ、パネルの角度は10度にしたので、反射光の心配及び強風時の影響は少ないとのことでした。作付け予定は馬鈴薯で地区平均単収88%、収量238kgを見込んでおります。年間農作業日数は60日、従事者は2名です。調査班としては、パネルの配列が東西に隙間無く設置予定で、遮光率も計算されておらず、パネル設置計画では、土地の約3分の2を北側の隣接農地近くに設置し、南側に残り約3分の1を空ける計画で日照の問題も考えられ、作付け予定の馬鈴薯も3年間同じ作物では連作障害で、毎年同量の収穫は難しいと考えられます。このため8月5日までに遮光率を計算した計画変更を提出する様指導しましたが、書類不備で保留と致しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問をお願いします。

齋藤係長

整理番号7番の補足説明。(3年間の作付け内容・単収の詳細、営農型太陽光発電 更新時における27年12月農水省通達文章の説明)

議長

その他ご質問等ございますか。

10番委員

整理番号7番、3年間で実績はありますが、今後3年間の計画では、作った作物は 自家用で販売予定はなく、里芋700kg自家消費用とありますが。

齋藤係長

営農型太陽光の条件として、数量が地域の単収と比較しておおむね2割以上減収してはならない、出荷をしなくてはならないという条件はありません。自家用でも駄目ではありません。また内容確認をいたしましたら福祉施設、近所に提供するとの事でした。

10番委員 齋藤係長

出荷しないということは、収量は報告のみでよいのですか。

写真等で農業委員さんに判断していただき、知見を有する方に確認していただく書類もあります。

議 10番委員 知見を有する方、経験のある方に証明していただきますのでよろしいでしょうか。はい

2番

整理番号7、パネルは発電量を多くする配置ではなく、間をあけ、下に農作物を作るための設置になっています、意欲も認められる。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号9番を保留とし、整理番号1番から8番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第49号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号9番を保留とし、整理番号1番から8番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第50号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から33番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番から33番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

なお、整理番号18番、22番、31番については、現地・面接調査を、実施して おりますので、調査班長の報告をお願いします。

18番委員

現地案内図5条の18をご覧下さい。申請地は、群馬県立心臓血管センターから北

(1班班長)

西へ約500mに位置し、周囲は、宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する 第2種農地です。申請法人は、再生可能エネルギー電気の発電を促進するという公共 的な施策に貢献し、農山村の活性化に結び付けるため、再生可能エネルギー発電施設 の整備に必要な、まとまった土地確保を検討していたところ、当該申請地は、太陽光 発電において最適な場所であると考え申請するものです。申請地付近一帯が、隣接す る市道より低い窪地で申請地を含め遊休農地と思われます。農道は隣接してあり用排 水施設はなし。面接には申請法人の社員と代理人が来られました。申請に至った経緯 は、土地の所有者が養蚕組合の法人で、すでに養蚕もしておらず、桑の木も無く、土 地を売りたいとの話があり、太陽光発電に適している場所なので話がまとまり、申請 するものです。申請法人の概要は、社員7名で他に関連会社あり、既存太陽光発電施 設77ヶ所、35~40MWの発電量で、年間約2億円の売上があります。申請施設 は588Wのパネルを1800枚設置し、発電量は588KW、売電単価36円で東 電と契約済み、接続制限は無く、接続負担金は290万円、年間売上2700万円、 設置費用の回収は10年を見込んでいます。土地造成は行わず、防草シートを設置、 雨水は自然浸透で必要に応じてU字溝を設置する。周囲は高さ1.2mのフェンスを設 置し周辺の農地及び人家に対しても反射光の問題等は無いとのことです。申請法人は、 太陽光発電施設の大きな実績があり、申請地の市道を挟んで西側に申請法人が所有す る既設の太陽光発電施設がありよく管理されており、調査班としては、今回の申請も 許可相当と判断致しました。

現地案内図5条の22をご覧下さい。申請地は、前橋市宮城支所から南西へ約1.1k mに位置し、周囲は、宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農 地です。申請地は日照時間も長く、太陽光発電施設を設置するのに最適な土地で、売 電により安定した事業を行いたく申請するものです。今回の申請は2筆あり、1筆は 作付け可能地、外1筆は大木が生い茂り、一部が単管で建てた資材置場になっていま す。用排水施設はあり道路にも面しています。面接時には、申請人夫婦と代理人が来 られました。申請に至る経緯は土地所有者より申請地を売りたい話があり、購入して 太陽光発電をすることにしました。既存の太陽光発電施設は、1ヶ所49KWの実績 があります。施設の概要は260Wパネル270枚、発電量140KW、売電単価2 7円で東電と契約済み、接続制限なし、接続負担金100万円前後、設置費用の回収 は7年~10年を見込んでいます。土地の造成は行わず、樹木の伐採整地はできる限 り自分で行い、できないところは専門業者にお願いし、整地費用は100万円ほどを 見込んでいます。周辺の農地の影響は、すでに大木が生い茂り太陽光発電にしたほう が隣地等の影響はなくなる。雨水は自然浸透、周囲には1.2mのフェンスを設置予定。 周囲に人家が少なく反射光の心配はない。調査班としては、申請内容に不備がなく許 可相当と判断致しました。

現地案内図5条の31をご覧ください。申請地は前橋市宮城総合運動場の東側に隣接し、周囲は、農地と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁日に位置する第2種農地です。申請法人はA市において不動産業を営んでおり近年は太陽光発電の土地仲介、設置コンサルタント業務にも参入しております。今年は、自社にて太陽光発電に参入して有効利用できると判断し資金の準備もできたので申請します。申請地は、作付されていない遊休農地で、用排水施設はなく、農道は隣接しています。周辺農地にも少なく影響は少ないと思われます。面接には本人と代理人が来られました。申請地は申請人の親戚が所有しており、大きな石が多く農地として利用しづらく、買ってもらいたいとの話があり、購入して太陽光施設にと考え申請に至りました。申請法人は、従業員7名、年間売上1億3千万円、既存の太陽光施設は2ヶ所で55KWの発電をしていま

す(屋根型)。施設の概要は、255Wのパネル220枚、発電量56KW、東電との契約済売電単価36円、年間売上900万円、接続制限はなく、接続負担金は500万円、設置費用の回収は17年を見込んでいます。土地造成、整地は行わず架台で調整、設置後の草刈り及び管理は自社で行う、雨水は自然浸透、必要に応じてU字溝を設置する。周囲にはフェンスを設置し、人家に対する反射光の心配はありません。調査班としては、特に問題ないと認め、許可相当と判断致しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問をお願いします。

2番委員 高山副主幹

整理番号6番、借人、貸人の関係は。 親子です。

議 長 5番委員

その他、ご意見等ございませんか。

3条の場合は、議案書に売買価格が記載されていますが、5条は記載されていない 理由は。

齋藤係長

3条の場合、農地として利用しますので、売買価格の集計等に使用しますので参考 に記載しています。5条は農地の転用目的で、用途、場所により変わってきますので、 議案書には記載しません。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番等1番から33番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第50号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から33番までを許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号34番から66番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

整理番号59番、既存資材置場が違反転用。なお、整理番号34番から58番、60番から66番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

なお、整理番号46番、54番、59番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

18番委員(1班班長)

現地案内図5条の46をご覧下さい。申請地は前橋市産業スポーツセンターの南西 に近接し、周囲は、農地に囲まれた集団農地の辺縁部に位置する第1種農地です。申 請法人は、現在B町内で診療所を営んでおり、地域の高齢の患者も多く抱えており、 通院患者が、介護が必要になったとき、安心して暮らせる施設を作りたく申請します。 周辺農地は、平坦で優良農地と思われます。申請地は作付されておらず、道路は隣接 し用排水施設もあります。面接には、行政書士、コンサルティング会社、建築設計者 の3名が来られました。申請法人の事業概要は、診療は高齢者が多く、現在1日50 ~70名を診療しています。内外来6割、在宅4割です。高齢患者が多く新規に有料 老人ホームを開業し在宅患者を減らしたい。既存施設は1ヶ所、申請施設の入所30 人、通所30人を見込んでいます。入所費15~16万円、通所費1日1300円~ 1400円を予定、施設完成後、医師の兄と2人で診療する予定です。申請地は田で 隣接する道路より低いため、埋立て整地を行い、雨水は西の田に流れ込まないように 隣接する排水溝へ流します。隣接地には極力影響が無い様、建物はできる限り東の市 道に近い所へ建設し、照明は付けるが作物の方向に気を付けできる限り少なくする。 入所者の送迎は送迎車2~3台使用。調査班としては、高齢化の現状等を考えると許 可相当と判断致しました。

現地案内図5条の54をご覧下さい。申請地は、前橋市立大胡東小学校から北へ約250mに位置し、周囲は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請地は、太陽光発電施設の補修メンテナンスの拠点として露天資材置場が必要となり、借入れたく申請するものです。周辺には農地は少なく、申請地は竹に覆われていたようですが、既に伐採されておりました。用排水施設はなく、隣接する道路も2tトラックが入れるくらいでした。面接には申請法人の社員と代理人が来られました。申請法人は、廃家電プラント、フロンガスの回収装置等を製造する会社で従業員22名、既設の太陽光発電施設は5ヶ所、計3.5 MWの発電をしています。現在本社には400坪の資材置き場がありますが、すでに満杯で資材置場を探していました。申請地は主に太陽光発電のパネル置場にする予定です。土地造成及び整地は、業者に依頼し、埋立ては行わない。雨水は自然浸透、街路灯は付けず周囲には高さ1.2mのフェンスを設置予定です。隣接の南にかなり低い宅地がありますが、同時に申請法人が借り、太陽光発電施設の計画があります。必要であれば擁壁等も考えています。調査班としては、荒廃農地の利用及び、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断致しました。

現地案内図 5 条の 5 9 をご覧下さい。申請地は前橋市立原小学校から北へ約600mに位置し、周囲は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。申請人は造園業を営んでおり、資材置場不足のための申請です。既存の施設置場を確認したところ、農地に大きな植木が多数あり、他に多数の資材等が敷地全体にあり、農地の違法使用となっていました。面接には代理人が来られました。申請地は今月の農地部会議案第 4 6 号整理番号 1 の許可申請の取り下げが出た土地で、取下げ後申請者が購入予定でした。既存資材置場の利用経緯は 2 0 年ほど前から借入れ、約 2 0 a を年間 1 2 万円の契約になっている、地主は高齢で農業はしてないとのことでした。調査班としては、既存の資材置場が違法使用のため、この是正を 1 ヶ月以内に行い、9 月に再申請していただくか、又はそれより遅れるのであれば取下げをお願いし、保留と判断致しました。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問をお願いします。

整理番号46、南北に長い中央部分が2階建ての建物ですが、周りへの影等の配慮はされていますか。

通常ですと道路側に玄関を設けますが、周りに配慮し、風向きの強い西側が入り口になりますが、建物を出来る限り市道側に建設します。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番等59番を保留とし、整理番号34番から58番、整理番号60番から66番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第50号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号59番を保留とし、整理番号34番から58番、整理番号60番から66番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の 意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許 可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第51号・下限面積(別段の面積)の設定について審議をお願いします。 事務局の説明を求めます。

◇ (資料を説明)

議長

会 長

18番委員 (1班班長)

議長

議長

冨澤主任

議長

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第51号について、 原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

明を求めます。

議長

全員賛成でありますので、議案第51号・下限面積(別段の面積)の設定について、原案を承認し、このことを市ホームページ等に掲載し、周知を図ることといたします。 次に、議案第52号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決 定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説

蛭田主任

◇(議案書・順次、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第52号について、 原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第52号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利 用集積計画の変更決定については、原案を承認といたします。

次に、40ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第34号から第38号までとなっております。

第34号から第37号の報告内容は、

○法第4条の届出書の受理状況

16件

○法第5条の届出書の受理状況

30件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況

8件

○現況証明交付状況

2件

報告事項第38号は、7月部会において許可とした法第4条・5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。 (部会閉会 午後4時56分) 顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年8月8日

議長

署名人

署名人